# 第71回公開研究会 パネル・ディスカッション (要旨)

パネリスト: 二松学舎大学 理事長 水戸 英則 氏

公認会計士 佐野 慶子 氏

文部科学省 高等教育局 私学行政課 課長補佐 川村 匡 氏

モデレーター: 私学高等教育研究所 主幹 西井 泰彦

# (西井)

今回の私学法の改正は多岐にわたっている。その中でも、まず、特に教育の充実と透明性 の確保という学校法人の責務について、川村氏より説明頂きたい。

# (川村)

今回の私立学校法の改正では学校法人の3つの責務を設定した。学校法人はガバナンス・コードを踏まえて自主的・自律的なガバナンスが求められている。学校法人として、経営基盤の強化、教育の充実や質向上が重要であることから、社会福祉法人等の責務等を踏まえ、私立学校振興助成法も含めて用例等を参考にした。ただし、個別の教育研究の内容に法人が介入することを定めるものではなく、施行通知でもそれを示している。

透明性の規定を設けた趣旨も同様に他の法律等を参考にした。特に、個別の法人における問題事案が発生していたことが原因ではなく、学校法人制度改善検討小委員会で情報の公表が議論されて、情報公開の充実が指摘されていたので、責務規定の中に含めたものである。

### (西井)

私立大学版ガバナンス・コードの作成に携わった水戸氏に、どのようにガバナンス・コードを用いて運営していくのかをご説明頂きたい。

# (水戸)

私立大学の振興に関する検討会議の議論の内、ガバナンスの充実・強化の部分が改善小委員会に引き継がれた。平成 16 年の私学法改正の内容は学校法人のガバナンスを行っていく上ではよくできたものであった。小委員会では、公共性、公益性、非課税法人という立場で、学校法人が他の公益法人と同等の枠組みを作る必要はないか、という観点から見直しが行われた。私学法改正の中で出た議論がすべて私学法の中に含まれるのは問題であり、一部は自主的に取り組むようにすることが重要ではないかと考え、ソフト law として骨格以外のところをガバナンス・コードに含め、法の全体の構成を理解するうえで、骨組みの部分もガバナンス・コードに含めた。協会ベースで、私立大学が自主的・自律的にガバナンスを充実・強化していく見本として、ガバナンス・コードを策定した。

#### (西井)

今回の改正では、5項目の重要な改正内容がある。役員の職務及び責任の明確化について、 佐野氏にご説明頂きたい。

#### (佐野)

権限と責任の明確化は両輪として必ずあるべきである、という観点から重要な部分である。会議の中で、理事会や評議員会の構成について、今一度議論する必要があるのではないだろうかと言う論点もあった。構成については、今回の私学法ではその点についてはもう少し議論が必要なのではないか、私学法の趣旨を踏まえることで、実効性のあるものになると考えている。

#### (西井)

評議員会の位置づけは学校によって異なっている。その中で、理事会のメンバーが兼ねている場合には、理事会メンバーの倍数以上の他の評議員が必要となっている。評議員会が重要な決定に関与することができるのか、評議員会の位置づけについて議論になった。しかし、それには踏み込まないことになった。社会福祉法人では、評議員会が理事長の任命権を持っているなど、評議員会の権限が大きい。その他の点について、川村氏より補足をお願いしたい。

# (川村)

私立学校では評議員会は諮問機関として重要な役割を有している。今までの歴史的な流れからも、評議員会の位置づけは社会福祉法人等とは異なるものに設定している。

#### (水戸)

評議委員会の位置づけに関する議論は、かなりの時間を割いて行われた。評議員会の実質化を行うためには、現在は予算・決算や重要な財産の処分、寄附行為の変更等 7 項目に加え、今回新たに中長期計画と役員報酬基準について、諮問事項になったが、こうした重要案件を議決事項とすることや、開催回数を増やし、相互に議論を活性化させることが考えられる。評議員会の構成員たる評議員と理事との兼務問題については、かなり議論になったが、私立大学の発祥等歴史的な経緯を考えると、現在の形が好ましいのではないか。

#### (西井)

評議員会の構成は学校によって大きく異なる。権限を強化するとなると、同窓生や教職員が中心の場合には、そこが議決権を有することになる。各学校の寄附行為で定めることになり、各学校の中での位置づけは今後とも重要になってくる。

監事の役割は大きく変更することになった。今回の改正は業務の執行と会計の監査は2番目の業務となり、1番目に理事の執行を監督する役割が大きくなった。また、善管注意義務

も監事にもかかるようになるなど、監事の役割が大きくなった。この点について、川村氏からご説明頂きたい。

#### (川村)

理事の業務執行の状況についての監査対象項目が加わった。ガバナンスの強化にあたって、理事会の業務執行をどのように制度上担保するのかが監事の主要な職務となっている。 法制上の規定に加えて、常勤化等を含めて、監事の位置づけが大きくなる。

#### (西井)

監事の選任において、利害関係者を含めてはいけない形となった。監事の常勤化はほとんど行われていない中で、本当に監事の業務をこなせるのか、適切に行う人材がいるのかが課題になるのではないか。

# (佐野)

その点は心配な点である。外部の会計監査人と監事の関係性は、業務を分担することや、 協働関係にあることが望ましい。監事も監事として主体的に監査を行うことは重要である。 また、現在の監事の状況では、常勤・非常勤の定義自体があいまいである。監事を引き受け る人が沢山いるかというと、難しいと思う。

#### (西井)

監事の選任について、評議員会の承認が必要になるが、なるべくうるさい人を選任したくない意図が働くと考えられる。理事と監事との関係はクリティカルになるが、理事長にとって監事の活用と連携は必要である。

#### (水戸)

監事と理事会、理事長との関係性はやはり緊張関係にあるべきである。監事について平時の監事の業務に有事の監事の業務が加わったと考えられる。平時の監事の業務=業務監査に関する監事の役割について、学校法人の責務として新たに24条に、教育研究の質の向上が今回私学法改正で含まれたが、業務監査の一環として、教育・研究等教学事務に対する監事の業務監査の内容について、どういった分野まで立ち入れることが出来るとお考えなのか、お聞かせ願いたい。

## (川村)

監事の監査内容については、有事の際の権限が加わった。その場合は、法令にのっとった 対応が必要である。その他、寄附行為等に関する内容については、理事会に報告するなどの 対応が必要である。教学の監査については、私立学校法の改正の際に示しているが、個々の 教育研究の内容には立ち入るべきではなく、学部学科の改組や自己点検評価など法人経営 に重要な点については監査が必要になる。

#### (西井)

監事は、問題が生じた場合、理事会や評議員会に報告し、それでも受け入れられなかった場合は文部科学省に報告できる。教学面について、どこまで監事がかかわるのかは難しいが、文部科学省への報告権限を有する以上、監事の位置づけは重要である。また、実際に監事が有効に活動するための補佐体制をどうつくるのかが問題である。

今回の改正では、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画という項目が加わった。認証評価結果を踏まえて、中期計画を立てることが義務付けられた。これからは、中期計画に基づいた学校運営が必要になる。私立学校は将来を見据えた計画が必要となるが、予定通りいかなくなる場合も予想される。特に財政面や学生確保に関する計画部分は欠かせない。文部科学省として中期計画に関する趣旨や期待をご説明頂きたい。

# (川村)

経営が立ち行かなくなった場合などのことを含めて、中期計画を作ることが必要となった。公益法人の中でも、中期計画を必要とするのは学校法人のみである。現状は5~6割が策定済みである。事業報告書では達成度合いを書く必要があり、計画の客観性を確保するために認証評価の結果を含めることを必須とした。事業計画や中期計画を実施する際に財政計画は必須となる。計画の内容についてはガバナンス・コードで定めることとなっている。

### (水戸)

各学校法人の計画は、予算はこれまで通り単年度は作成するとして、特に経営面は中長期的にみて行く必要が出てくる。全私立大学の25%が未策定、15%が検討中であり、どのように作成するのか、私学高等教育研究所で中期計画の立て方を公開研究会で実施したらどうか。また、既に作成している学校においても、中長期計画の趣旨を踏まえて見直しを行う必要はある。ポイントは協会の私立大学版ガバナンス・コードに記述してあるので、参照してほしい。中長期計画は、役員を始めすべての教職員が共有化し、浸透することが重要である。

#### (川村)

グランドデザインで長期又は中期の計画をたて、その中で単年度計画が本来はあるはずである。現行の私学法の中でも、事業計画を評議員会に尋ねることが必要であったが、単年度のものだけであった。中期計画の予算化も必要である。中期計画は 5 年程度を考えているが、毎年手直しを行う必要がある。達成度合いが良くない場合には中長期計画を見直さない場合には問題になるのではないか。

## (西井)

これまで中長期計画の立て方は学校によって様々であった。実行性があったかを含めて確認をすることは求められていなかった。今後は未達成であるものを把握し、改善することが重要となっている。より充実した計画が必要である。

財務書類等の公開等については、内容も増え、誰でも見られるようになった。また、インターネットでダウンロードできる形で公表することが必要になった。また、文部科学省の書式に従って公開することが必要になった。事業報告書についても、web に公開することとなった。参考例では、入学定員と入学者数を同じところに書くことが求められた。加えて、充足率を経年で書くことも示されている。中期的な計画は公表対象ではないが、進捗状況については事業報告書で出す必要があるようになった。例示された事業報告書の内容は極めて充実した内容となっている。文部科学省からご説明頂きたい。

### (川村)

情報公開について、役員報酬等を含めて公開することとなったが、例にあるような、小科目については、法令上の公開の義務はない。情報公表の参考例に必ずしも従う必要はない。 重要な事項を含むという形に施行令ではなっており、詳細の内容をもう少し示す必要があることから例示した。

# (佐野)

財務書類の公開については、示された様式参考例に基づいて公開することが望ましい。学校法人会計基準は助成法に基づいて設定されており、寄附行為にも、本学の会計は学校法人会計基準による、と記載されているケースが多い。留意すべき事項もあるが、学校法人会計基準にのっとったものを、手間の観点からもそのまま公表したほうがよいと思われる。事業報告書については、学校法人会計を補うための役割も有する。今後、実務をみながら改善すると思うが、計算書類や事業報告書などをどうしたら分かりやすく示せるのか等を検討しないといけない。

## (西井)

近年一部の学校において不祥事等が発生しているが、私学法改正によって今後は起きないのか? 今後どう防ぐのか、文部科学省の姿勢を教えてほしい。

### (川村)

ガバナンスの強化が国会で審議されたが、個別の学校法人における不祥事を引き合いに、 提出した法案の内容では不十分という声もあった。附帯決議のなかでも、更なるけん制機能 の強化が必要という意見もあった。今回の改正に基づいて、私学経営で緊張感やけん制機能 が高まるように、各法人は尽力してほしい。しかし、すべての不祥事が起こさないという仕 組みになっていない。更に、私学助成や様々な形での法制的な対応が必要になると考えられる。一部の不適切事案があることで、すべての私立大学に対する不信感が広がることを避けたい。

### (水戸)

そういった意味合いからも、私立大学は自主的・自律的にガバナンス体制の充実・強化を 進めていくことが、求められる。また自らを律する意味でも、私立大学版ガバナンス・コー ドは役に立つし位置づけが重要になると考えられることから、各学校で策定し、ガバンスの 現状を把握しつつ改善していくことが必要であり、十分に検討してほしい。

# 【質疑応答】

#### (質問者 1)

ガバナンスの話であるが、ガバナンスは制度ではなくそれぞれの教職員での役割認識の問題であると考えられる。どのような形で制度設計をしていくべきかという意識が必要である。中期計画について、5年間で立てていたが、毎年見直すと2、3年前のことがわからなくなる。そのため、3年後のゴールを設定して、各年の年次計画を立てるという形にしている。5年後にどうする、というビジョンを出すだけで良いのではないか。企業の場合は株価との関連が強いが、学校法人の場合は異なる。中期計画を出す目的を考えて、内容を変えない方が良いのではないか。また、開示することではなく、各学校がそれを実行していくことの方が重要ではないか。

#### (川村)

制度の問題もあるが、構成員の責任感の問題もあるので、ぜひ取り組んでほしい。中期計画については、過去のものを事業報告書で出すことは義務であって、未来に向けたものは出す必要はない。達成状況について述べるだけで問題はない。

# (質問者 2)

現在、本学では理事・評議員会の人数が他大学に比べると多いが、責任を明確化し、役割 と責任を明確化した上で、人数を減らすことはどう考えるか。

### (川村)

規定上は **5** 人以上というものしかないので、各法人の実態に応じて行っていただければ と思う。

#### (西井)

最後にパネリストから1言ずつお願いしたい。

### (佐野)

学校法人は会計的にも制度的にも先導的な役割を持っていたはずであり、公認会計士と して今後も積極的に私学の会計制度などの向上に取り組みたい。

#### (水戸)

学校法人制度は公益性、公共性、非課税法人と非常に良い制度であり、これを守っていく必要がある。そのためには、私立大学は法で決まったことを遵守していくことが必要であり、自主的・自律的にガバナンス体制を充実・強化していくことが重要である。そうした改革を進めていくことで、社会の一層の信頼を勝ち得て、その暁には国立と私立の格差是正に臨むということである。ガバナンス・コードを各大学が策定することで、役員・教職員がガバナンスの意味を相互に理解できることになり、是非こうした視点で、ガバナンス・コードの策定を進めてほしい。

### (川村)

学生が安心して学べる環境がガバナンスの意味になると考えている。有識者の見解を聞きつつ、議論を進めていく必要がある。また来年4月が施行であることから、出来るだけ文部科学省としても対応していきたい。

# (桜美林大学 佐藤 理事長・学園長)

先生方ありがとうござました。先程、学校の施設設備と耐震化について関係者と議論を行ってきたところであった。今回の議題であるが、私立大学は、同じ顔をした学生を育てることが必ずしも良い未来ではなく、学校教育は多様であるということを前提に議論を進めるべきである。5年先に政策のレビューをするという話もあるので、私立大学の方から私立学校法の改正について意見を述べられるようになってほしい。一部の学校のせいで全体が悪いとの認識になってほしくはない。本学も理事が多かったが少なくした。また、評議員会も人数が多く、理事長も評議員になっており、理事でない評議員から声が上がらない状況になっていた。評議員会から選任する理事 1 名以外は理事会と評議員会のメンバーが重ならないようにしている。